

転院搬送について ～医療関係者のみなさま～



転院搬送における救急車の適正利用について

医療上の理由により現に医療機関にある患者さんを、他の医療機関に搬送する転院搬送について、柏屋南部消防組合消防本部の救急隊が搬送した人員は年々増加傾向にあります。また、救急隊が転院搬送した結果、搬送先の医師に入院の必要がないと診断された軽症者の割合が一定数存在します。

入院加療を必要としないからといって救急車が必要でないとは一概に言えませんが、救急搬送の必要性が低い患者さんの転院搬送に救急車が利用されると、一刻も早く救急医療が必要とされる傷病者への対応が遅くなり、救えるはずの命が救えなくなる可能性があります。

限られた医療資源を有効に活用し、住民サービスの低下に繋がらないようにするためにも、転院搬送時における次のポイントについて確認をお願いいたします。



転院搬送の要請基準を**すべて**満たしていますか

- ☐ **緊急に処置が必要であること**
 - 本当に緊急ですか？
- ☐ **要請元医療機関での治療が困難であること**
 - 高次機能病院への搬送を行う必要がありますか？
- ☐ **他の搬送手段が活用できないと判断されること**
 - 医療機関が所有する患者搬送車で対応できませんか？
 - 民間の患者等搬送事業者で対応できませんか？
 - 公共交通機関で対応できませんか？

緊急性のない傷病者の次のような場合には、救急業務としての転院搬送理由に該当しません。

- ☐ かかりつけ医への転院
- ☐ 家族希望による転院
- ☐ 検査目的等

医療機関のみなさまへお願い

- 転院搬送依頼書の作成をお願いします。緊急で準備できない場合は必要ありませんが、転院の理由、搬送を依頼する理由、担当医師名、患者の状態、処置内容等を救急隊に説明していただくようお願いします。
- 転院搬送の要件を満たさない場合は患者等搬送事業者等の利用をご検討ください。
- 転院搬送は、要請元医療機関の管理と責任の下で行いますので、原則として要請元医療機関の医師等の同乗をお願いします。同乗できない場合は、救急隊のみで搬送することについて、要請元医療機関が患者、家族等に説明し、了承を得ておいてください。

転院搬送における救急車の適正利用の推進について（令和7年6月30

日付け消防庁次長及び厚生労働省医政局長連盟連盟通知）

転院搬送依頼書

粕屋南部消防組合消防本部が認定する患者等搬送事業者

福祉タクシー 民救

- 糟屋郡篠栗町大字田中1丁目1番25-602号
- TEL 080-2591-0325
- ホームページ URL <https://sites.google.com/view/minkyu-tax/>

株式会社パラメディック福岡支店

- 糟屋郡須恵町大字新原282-9
- TEL 0800-100-1228
- ホームページ URL <https://paramedic.ltd/>

患者等搬送事業者についての詳細はこちらを確認してください。



転院搬送についてのお問い合わせ先

粕屋南部消防組合消防本部 救急課

TEL 092-935-1209